

第四十八回国会
衆議院
農林水産委員会
議 録
第二十七号

昭和四十年四月十四日(水曜日)
午前十一時三十八分開議

出席委員

委員長 濱地 文平君

理事 坂田 英一君

理事 谷垣 專一君

理事 赤路 友藏君

理事 東海林 稔君

理事 芳賀 貢君

理事 金子 清三君

理事 宇野 宗佑君

理事 小枝 久衛君

理事 倉成 正君

理事 田邊 國男君

理事 高見 三郎君

理事 中川 一郎君

理事 丹羽 兵助君

理事 野原 正勝君

理事 細田 吉藏君

理事 松田 鐵藏君

理事 亘 四郎君

理事 卜部 政巳君

理事 栗林 三郎君

理事 兒玉 末男君

理事 千葉 七郎君

理事 松浦 定義君

理事 森 義親君

理事 湯山 勇君

理事 小村 時雄君

出席國務大臣

農林大臣 赤城 宗徳君

出席政府委員

農林政務次官 館林三喜男君

農林事務官 丹羽雅次郎君

(農地局長)

農林事務官 檜垣徳太郎君

(畜産局長)

委員外の出席者

専門員 松任谷 健太郎君

本日の会議に付した案件

酪農振興法及び土地改良法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇四号)

学校給食の用に供する牛乳の供給等に関する特別措置法案(湯山勇君外二十名提出、第四十六回国会衆法第三四号)

学校給食の用に供する牛乳の供給等に関する特別措置法案(小平忠君外一名提出、第四十六回国会衆法第五〇号)

第一類第八号 農林水産委員会議録第二十七号

昭和四十年四月十四日

別措置法案(湯山勇君外二十名提出、第四十六回国会衆法第三四号)
学校給食の用に供する牛乳の供給等に関する特別措置法案(小平忠君外一名提出、第四十六回国会衆法第五〇号)

〇濱地委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、酪農振興法及び土地改良法の一部を改正する法律案、湯山勇君外二十名提出、学校給食の用に供する牛乳の供給等に関する特別措置法案及び小平忠君外一名提出、学校給食の用に供する牛乳の供給等に関する特別措置法案、以上三案を一括して議題といたします。

なお、湯山勇君外二十名提出、学校給食の用に供する牛乳の供給等に関する特別措置法案及び小平忠君外一名提出、学校給食の用に供する牛乳の供給等に関する特別措置法案の両案につきましては、第四十六回国会におきまして趣旨の説明を聴取いたしておりますので、これを省略することといたしますから、御了承願います。

学校給食の用に供する牛乳の供給等に関する特別措置法案(湯山勇君外二十名提出)
学校給食の用に供する牛乳の供給等に関する特別措置法案

(この法律の趣旨)

第一条 この法律は、牛乳の学校給食の実施に伴い、牛乳の生産の振興、牛乳の流通機構の整備等に関する措置について必要な事項を定めるものとする。

(学校給食用の牛乳の確保)

第二条 国及び地方公共団体は、学校給食(学校給食法(昭和二十九年法律第六十号)第三条第一項に規定する学校給食をいう。以下同じ)の用に供する牛乳(同法第四条第二項に規定す

る政令で定める特別の事情がある場合の同条同項に規定する政令で定める乳製品を含む、以下同じ)の確保を図るため、牛乳の生産の振興、牛乳の流通秩序の整備等必要な措置を講じなければならない。

(学校給食用の牛乳の無償給付)

第三条 国は、毎年度、学校給食の用に供する牛乳を無償とし、公立又は私立の義務教育諸学校(学校給食法第三条第二項に規定する義務教育諸学校をいう。)の設置者に無償で給付するものとする。

(学校給食用牛乳の購入及び給付に関する計画)

第四条 農林大臣は、毎年度、当該年度の開始前に、文部大臣と協議して、次に掲げる事項について、当該年度における前条の規定による学校給食の用に供する牛乳の購入及び給付に関する計画を定め、これを公表しなければならない。

一 学校給食の用に供する牛乳の給付数量

二 都道府県別の学校給食の用に供する牛乳の給付数量

三 都道府県別の学校給食の用に供する牛乳の購入数量

四 その他学校給食の用に供する牛乳の購入及び給付に関する必要な事項

(国の購入価格等)

第五条 国の第三条の規定により購入する学校給食の用に供する牛乳の購入価格は、当該牛乳に係る生乳(乳製品にあつては、当該乳製品の原料乳)につき定められる生乳の生産者価格に処理費(乳製品にあつては、加工費)、運賃その他の諸掛りを加えて得た額によるものとする。

2 前項の生乳の生産者価格は、政令で定めるところにより、生乳の生産費を基礎とし、物価その他の経済事情を参酌し、生乳の再生産を確保することを旨として農林大臣が、畜産物価格審

議会の意見をきいて定める。この場合において、生産費に含まれる自家労働の価額は、他の産業に従事する労働者の賃金の額と同一水準のものでなければならない。

3 第一項の生乳の生産者価格は、毎年度、当該年度の開始前に定めて、これを告示する。

4 農林大臣は、物価その他の経済事情に著しい変動が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、特に必要があるときは、畜産物価格審議会の意見をきいて、第一項の生乳の生産者価格を改定することができる。この場合において、農林大臣は、遅滞なく、改定後の生乳の生産者価格を告示しなければならない。

(生乳生産者団体からの優先購入)

第六条 国は、第三条の規定による学校給食の用に供する牛乳の購入については、生乳生産者団体(生乳の生産者が直接又は間接の構成員となつている農業協同組合又は農業協同組合連合会をいう。以下同じ)からの購入を優先的に行うものとする。

(国の補助)

第七条 国は、生乳生産者団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、学校給食の用に供する牛乳の処理施設(乳製品にあつては、加工施設)の設置に要する経費について、その三分の二を補助するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。ただし、第四条並びに第五条第二項及び第三項の規定は、公布の日から施行する。

(食糧管理特別会計法の一部改正)

2 食糧管理特別会計法(大正十年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「並甘味資源特別措置法」を、「甘味

資源特別措置法に改め、「(以下砂糖類ト謂フ)」の下に「並学校給食の用に供する牛乳の供給等に関する特別措置法(昭和三十九年法律第...号)第三号ノ規定ニ依リ政府ノ買入ルル牛乳(以下学校給食用牛乳ト謂フ)を加える。」
第一条ノ二中「砂糖類勘定」の下に「学校給食用牛乳勘定」を加える。

第二条、第三条及び第四条ノ三中「及砂糖類」を「砂糖類及学校給食用牛乳」に改める。

第六条ノ二ノ二の次に次の一条を加える。
第六条ノ二ノ三 学校給食用牛乳勘定ニ於テハ一般会計ヨリノ受入金其ノ他附屬雑収入ヲ以テ其ノ歳入トシ学校給食用牛乳ノ買入代金、学校給食用牛乳ノ買入及給付ニ関スル諸費、業務勘定ヘノ繰入金其ノ他附屬諸費ヲ以テ其ノ歳出トス

前項ノ一般会計ヨリノ受入金ハ予算ノ定ムル所ニ依リ学校給食用牛乳ノ買入及給付ニ関スル経費ニ充ツル為一般会計ヨリ之ヲ繰入ルルモノトス

第六条ノ三中「砂糖類勘定」の下に「学校給食用牛乳勘定」を加える。

第八条ノ九中「及砂糖類」を「砂糖類及学校給食用牛乳」に改める。
第八条ノ四ノ二中「砂糖類勘定ニ付テハ」を「砂糖類勘定及学校給食用牛乳勘定ニ付テハ」夫に改める。

附則第五項を次のように改める。
飼料需給安定法(昭和二十七年法律第三百五十六号)ノ規定ニ依ル飼料ノ買入、売渡、交換又ハ保管ニ関スル一切ノ歳入歳出並甘味資源特別措置法附則第二条第一項又ハ第三条第一項ノ規定ニ依ル国内産糖又ハ国内産葡萄糖ノ買入又ハ売渡及沖繩産糖ノ政府買入れに關する特別措置法(昭和三十九年法律第...号)ノ規定ニ依ル沖繩産糖ノ買入又ハ売渡ニ関スル一切ノ歳入歳出ハ当分ノ間夫々本會計ノ農産物等安定勘定及砂糖類勘定ノ所屬トスノ場合ニ於テ第二条中「食糧、農産物等、

砂糖類及学校給食用牛乳ノ買入代金」トアルハ「食糧、農産物等、砂糖類(甘味資源特別措置法附則第二条第一項及第三条第一項ノ規定ニ依リ政府ノ買入ルル国内産糖及国内産葡萄糖並沖繩産糖ノ政府買入れに關する特別措置法第一項ノ規定ニ依リ政府ノ買入ルル沖繩産糖ヲ含ム以下同ジ)、学校給食用牛乳及飼料ノ買入代金並飼料ノ交換ニ伴フ支出ト、第三条及第四条ノ三中「食糧、農産物等、砂糖類及学校給食用牛乳ノ買入代金」トアルハ「食糧、農産物等、砂糖類、農産物等、砂糖類、学校給食用牛乳及飼料ノ買入代金並飼料ノ交換ニ伴フ支出」ト、第六条ノ二ノ二第一項中「農産物等ノ売渡代金」トアルハ「農産物等及飼料ノ売渡代金、飼料ノ交換ニ伴フ収入」ト、「農産物等ノ買入代金」トアルハ「農産物等及飼料ノ買入代金、飼料ノ交換ニ伴フ支出」ト、「農産物等ノ買入及売渡」トアルハ「農産物等及飼料ノ買入、売渡及保管」ト、第六条ノ九中「砂糖類及学校給食用牛乳」トアルハ「砂糖類、学校給食用牛乳及飼料」ト訖普フルモノトス

砂糖類及学校給食用牛乳ノ買入代金」トアルハ「食糧、農産物等、砂糖類(甘味資源特別措置法附則第二条第一項及第三条第一項ノ規定ニ依リ政府ノ買入ルル国内産糖及国内産葡萄糖並沖繩産糖ノ政府買入れに關する特別措置法第一項ノ規定ニ依リ政府ノ買入ルル沖繩産糖ヲ含ム以下同ジ)、学校給食用牛乳及飼料ノ買入代金並飼料ノ交換ニ伴フ支出ト、第三条及第四条ノ三中「食糧、農産物等、砂糖類及学校給食用牛乳ノ買入代金」トアルハ「食糧、農産物等、砂糖類、農産物等、砂糖類、学校給食用牛乳及飼料ノ買入代金並飼料ノ交換ニ伴フ支出」ト、第六条ノ二ノ二第一項中「農産物等ノ売渡代金」トアルハ「農産物等及飼料ノ売渡代金、飼料ノ交換ニ伴フ収入」ト、「農産物等ノ買入代金」トアルハ「農産物等及飼料ノ買入代金、飼料ノ交換ニ伴フ支出」ト、「農産物等ノ買入及売渡」トアルハ「農産物等及飼料ノ買入、売渡及保管」ト、第六条ノ九中「砂糖類及学校給食用牛乳」トアルハ「砂糖類、学校給食用牛乳及飼料」ト訖普フルモノトス

改正後の食糧管理特別会計法の規定は、昭和三十九年度分以後の予算について適用し、昭和三十八年度分以前の予算については、なお従前の例による。

(農林省設置法の一部改正)

農林省設置法(昭和二十四年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。

第四十四条第四号の次に次の一号を加える。

四十七の五 学校給食の用に供する牛乳の供給等に関する特別措置法(昭和三十九年法律第...号)の規定に基づき、学校給食の用に供する牛乳(乳製品を含む。以下同じ)の購入及び給付に関する計画を定めること。

第四十八条第三号の三の次に次の一号を加える。

る。

三の四 学校給食の用に供する牛乳に係る生乳(乳製品にあつては、当該乳製品の原料乳)の生産者価格の決定に関すること。

第五十条に次の一号を加える。

七 学校給食の用に供する牛乳の購入及び給付に関すること。

理由

牛乳の学校給食の実施に伴い、牛乳の生産の振興、牛乳の流通機構の整備等に關し必要な事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、約百億円の見込みである。

学校給食の用に供する牛乳の供給等に関する特別措置法案(小中委員外一名提出)

学校給食の用に供する牛乳の供給等に関する特別措置法

(この法律の趣旨)

第一条 この法律は、牛乳の学校給食の実施に伴い、学校給食の用に供する牛乳の供給の確保を図るための国の助成等に関する措置について必要な事項を定めるものとする。

(国の学校給食用牛乳供給計画)

第二条 農林大臣は、毎年度、当該年度の開始前に、文部大臣と協議して、次に掲げる事項について、当該年度における学校給食(学校給食法(昭和二十九年法律第百六十号)第三条第一項に規定する学校給食をいう。以下同じ)の用に供する牛乳の供給に関する計画を定め、これを公表しなければならない。

一 学校給食の用に供する牛乳の供給数量

二 都道府県別の学校給食の用に供する牛乳の供給数量

三 その他学校給食の用に供する牛乳の供給に

関し必要な事項

農林大臣は、前項の計画を作成する場合には、あらかじめ、学校給食用牛乳審議会の意見をきかなければならない。

(都道府県の学校給食用牛乳供給計画)

第三条 都道府県知事は、毎年度、当該年度の開始前に、都道府県教育委員会と協議して、農林省令で定めるところにより、次に掲げる事項について、当該年度における学校給食の用に供する牛乳の供給に関する計画を定め、農林大臣の承認を受けなければならない。

一 学校給食の用に供する牛乳の供給数量

二 義務教育諸学校(学校給食法第三条第二項に規定する義務教育諸学校をいう。以下同じ)別の学校給食の用に供する牛乳の供給数量

三 その他学校給食の用に供する牛乳の供給に關し必要な事項

(学校給食の用に供する牛乳の供給に関する契約)

第四条 生乳生産者団体(生乳の生産者が直接又は間接の構成員となつている農業協同組合又は農業協同組合連合会をいう。以下同じ)は、義務教育諸学校の設置者、次の各号に掲げる要件に適合する学校給食の用に供する牛乳の供給に関する契約を締結することができる。

一 当該学校給食の用に供する牛乳の供給数量は、前条の規定により農林大臣の承認を受けた計画に定められた当該義務教育諸学校の設置者に係る供給数量以内のものであること。

二 当該学校給食の用に供する牛乳の供給の対価は、政令で定めるところにより、当該牛乳に係る生乳の生産費に処理費、運賃その他の諸掛りを加えて得た額を基準とし、物価その他の経済事情を参照して農林大臣が定める金額に前号に規定する供給数量を乗じて得た金額から、国が次条の規定により当該生乳生産者団体に交付する当該牛乳に係る交付金の額(都道府県が第六条に規定する交付金を交付

する場合に、その額を加算した額に相当する金額を控除した金額によること。

2 農林大臣は、前項第二号に規定する金額を定める場合には、あらかじめ、学校給食用牛乳審議会の意見をきかなければならない。

3 農林大臣は、第一項第二号に規定する金額を定めたときは、これを公表しなければならない。

(生乳生産者団体に対する交付金の交付)

第五條 国は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、義務教育諸学校の設置者と前条第一項に規定する契約を締結し、これに従い学校給食の用に供する牛乳の供給の事業を行なう生乳生産者団体に対し、交付金を交付するものとする。

2 前項の交付金の額は、政令で定めるところにより、前条第一項第二号に規定する農林大臣が定める金額のうち生乳の生産費部分に相当するものとして農林大臣が定める金額に、当該生乳生産者団体の供給数量を乗じて得た額に相当する金額とする。

3 前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により農林大臣がする金額の決定について準用する。

第六條 国は、都道府県が、前条第一項に規定する生乳生産者団体に対し、第四條第一項第二号に規定する農林大臣が定める金額から前条第二項に規定する農林大臣が定める金額を控除した金額に、当該生乳生産者団体の供給数量を乗じて得た額に相当する金額の全部又は一部を交付する場合においては、当該都道府県に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、当該交付に要する経費の二分の一を補助することができる。

(補助)

第七條 国は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、第五條第一項に規定する生乳生産者団体に対し、次の各号に掲げる経費の一部を補助することができる。

一 学校給食の用に供する牛乳の処理施設の設置又は改良に要する経費

二 学校給食の用に供する牛乳の供給に関する事務費

(国の所有に係る飼料の充渡し等)

第八條 国は、第五條第一項に規定する生乳生産者団体に対し、国の所有に係る飼料の充渡し、自給飼料の生産のための助成、乳牛の無償貸付その他学校給食の用に供する牛乳の供給の確保を図るため必要な措置を講ずるものとする。

(委託処理の勧告)

第九條 農林大臣又は都道府県知事は、学校給食の用に供する牛乳の供給の円滑な実施を図るため特に必要があるときは、乳業者に対し、学校給食の用に供する牛乳の処理についての第五條第一項に規定する生乳生産者団体の委託に応ずべき旨の勧告をすることができる。

(学校給食用牛乳審議会)

第十條 農林省に、附屬機関として、学校給食用牛乳審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、農林大臣の諮問に応じ、学校給食の用に供する牛乳の供給に関する重要事項を調査審議する。

3 審議会は、前項の事項に関し、農林大臣又は関係各大臣に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員十五人以内で組織する。

5 委員は、学校給食の用に供する牛乳の供給に関し学識経験を有する者のうちから農林大臣が任命する。

6 審議会に、会長を置く。

7 会長は、委員の互選により選任する。

8 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

9 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。

10 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

1 この法律は、昭和四十年四月二日から施行する。ただし、第二条、第三条及び第十條の規定

並びに次項のうち、農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)第四條第三十六号の三の次に一号を加える改正規定中学校給食の用に供する牛乳の供給に関する計画に關する部分及び同法第三十四條の改正規定は、公布の日から施行する。

2 農林省設置法の一部を次のように改正する。

第四條第三十六号の三の次に次の一号を加える。

三十六の四 学校給食の用に供する牛乳の供給等に関する特別措置法(昭和三十九年法律第 号)の規定に基づき、学校給食の用に供する牛乳の供給に關する計画を定め、並びに交付金及び補助金を交付すること。

第十一條第四号の二の次に次の一号を加える。

四の三 学校給食の用に供する牛乳の供給に關すること。

第三十四條第一項の表中

畜産物の価格審議会
畜産物の価格安定等に関する法律により主要な畜産物の価格の安定に關する重要事項を調査審議すること。

学校給食用牛乳審議会
学校給食の用に供する牛乳の供給等に関する特別措置法により学校給食の用に供する牛乳の供給に關する重要事項を調査審議すること。

理 由

牛乳の学校給食の実施に伴い、学校給食の用に供する牛乳の供給の確保を図るための国の助成等に関する措置について必要な事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○渾地委員長 これより質疑に入ります。質疑の申し出がありますので、これを許します。倉成君。

○倉成委員 戦後、わが国の畜産、特に酪農の発展が目ざましく、乳牛頭数、牛乳生産量の増加年率のきわめて高いことは、御承知のとおりであります。これはわが国の歴史の上で、また国際的に比べても、全く驚異的な現象と申さなければなりません。特にわが国農業の中で畜産が占める比重がだんだん高まってきたりまして、農業基本法のいう大きな柱として、果樹と並んで、畜産は大きな役割りを占めつつあることは、まことに慶賀にたえない次第であります。今回、農林省におきましては、従来ややもすれば手薄でありました畜産

給等に関する特別措置法(昭和三十九年法律第 号)の規定に基づき、学校給食の用に供する牛乳の供給に關する計画を定め、並びに交付金及び補助金を交付すること。

第十一條第四号の二の次に次の一号を加える。

四の三 学校給食の用に供する牛乳の供給に關すること。

畜産物の価格安定等に関する法律により主要な畜産物の価格の安定に關する重要事項を調査審議すること。

学校給食用牛乳審議会
学校給食の用に供する牛乳の供給等に関する特別措置法により学校給食の用に供する牛乳の供給に關する重要事項を調査審議すること。

に改める。

部門につきましまして、酪農については酪農振興法及び土地改良法の一部を改正する法律案、また加工原料乳生産者補給金等暫定措置法案など、一連の酪農振興に關する画期的な法律について、正面から取り組んでいただきまして、大臣をはじめ畜産局長以下昼夜を分かたざる努力によりまして、この法律案を提出していただいたことについて、心から敬意を表する次第であります。また野党におきましては、対案である牛乳法案、また学校給食に關する法律案について検討を進められつつあることは、わが国酪農の将来にとってまことに慶賀にたえない次第であります。したがって、私は、酪農振興全般につきまして、これらの諸法案について質疑を進めてまいりたいと思ひます。そこで、まず第一は、戦後のわが国の酪農の現状並びに酪農振興の具体策について、大臣にお伺いしたいのでありますけれども、先ほどから申し上げましたように、酪農は農業基本法にいう選択的拡大の中心作目であるにもかかわらず、飼料の値上がりあるいは乳価の低迷等、酪農民の現状は必ずしも楽な状態ではなくて、苦しい状態に置か

れておることは御承知のとおりであります。乳牛の屠殺件数も三十七年、三十八年には増加いたしました。牛乳生産の伸びも従来の一五%から一〇%に低下する状態でありまして、また、わが国の酪農の現状は、一、二頭飼いの零細農家が非常に多い。この現状を農林大臣はいかに認識し、いかなる振興の具体策を有するかということをお伺いしたいと思ひます。

○赤城国務大臣 御説示のとおり、農業基本法ができるまでもなく、日本の食生活の問題から見ましても、農家の収入の問題から見ましても、あるいはまた農業の構造等から見ましても、酪農の振興ということが、日本の農業にとつて必要不可欠だ、こういうような状況にありますことは、お話しのとおりでございます。しかしながら、一般的農業と同じように、経営体制が非常に零細である。飼料の自給度が低い、したがひまして、全体として生産性、収益が低いという現状でございます。一方、そういうことに対応してといひますか、国際的に開放経済体制下に入つておるとこの現状でございますので、酪農も順調に進んでおるといひえ、酪農の前途に対して相当の手を加へるといひますか、これをしなければ、酪農の進展が企図されない、こういうふうに考えております。もう私から申し上げる必要もないくらいに御承知と思ひますが、第一は、いまの零細といひますか、非常に飼育頭数が小さいということでございます。それから飼育頭数のウエイトが非常に薄く、それから自給飼料のウエイトが非常に薄く、こういうことでございまして、草地造成その他によりまして自給飼料のウエイトを高めていくということが、第二に考えられることだと思ひます。第三には、流通加工面を考へていかなければなりませんので、そういう面を前進させて、価格対策が必要だと思ひます。でございますので、そういう意味におきまして、価格安定措置として不足払いの制度等を考へて、生産性が向上し、酪農が安定的に進展するさへとしていく、こういうことであらう、こういうふうに考えま

す。

○倉成委員 ただいま大臣の御指摘のとおり、酪農は爆発的に伸びる可能性を有しておる、したがつて、施策のよろしきを得るならば、日本農業の大きな柱になり得る、そのためには、多頭飼育あるいは自給飼料、加工流通面、価格対策に施策を講じたいという大臣の御言明どおり、いろいろな方面に画期的ともいへるべき姿勢で取り組んでおられることに、心から敬意を表する次第であります。そのためにやはり一番前提となるべき問題は、生乳及び乳製品の需給見通し、また貿易の自由化と関連いたしまして、乳製品の輸入の見通しということが、一番大きな前提条件になると思ひます。

○増田政府委員 御承知のとおり、日本経済が非常に高度の成長を遂げておられて、国民の所得も非常に急速な増大をしておることに伴ひまして、消費の増大を受けて、食生活の改善といふことが行なわれておるわけでありまして、そういうことから、牛乳製品の需要は非常に増大をするといふことが見込まれておるのでございまして、今年の一月に公表されました中期経済計画の試算によつて御説明を申し上げますと、その試算におきましては、昭和四十三年度におきまして需要量は、生乳に換算をいたしまして五百四十七万トンないし六百四十万トンといふこととございまして、石数に換算いたしますと約二千九百万石ないし三千二百百万石といふ量でございます。生産の見込み量は五百六十九万トン、石数に直しまして三千三百万石と見込まれておるのでございまして、昭和三十三年の——これは暦年で集計しました数字が約三百四十万トンでございますから、今後さらに著しい需要の増大がある。また生産の見込みといふものも、相当高く私どもとしては目標として持つておるといふことになるわけでございます。乳製品の輸入につきましては、需給の推移によりまして、国内の需要は国内の生産で極力まかなうというた

てまをとおつておりますが、その需要なりあるいは生産の推移いかんによりましては、端的に申し上げまして、輸入の増大が起り得る場合もあり得るといふふうに考へておるのでございまして。

○倉成委員 次に御承知申し上げたいと思ひます。畜産局はこの一年間非常に精力的な努力を払ひまして、最近における酪農情勢の変化に際しまして、酪農の健全な発達をはかるために、総合的な酪農基本政策を検討しておるということと何つておるわけでございますが、この酪農基本政策と今回の酪農振興法改正との関係はどういう関連を持つておられますか、大臣からお答えいただきたいと思ひます。

○赤城国務大臣 いまお述べになりましたように、一年ほど畜産局を中心といたしまして、酪農の基本方針を練らしておたわけでありまして、それはわが国経済の高度成長、開放経済体制への移行、農業の構造分化等、酪農を取り巻く諸情勢の変化に對処して、どういふふうな酪農政策の目標を定めていくかといふことであつたわけでありまして、その基本的な目標の第一は、将来の需要の増大に對処して、可能な限り国内での自給をはかるように生産の拡大につとめる、こういうこと。第二には、飼養規模の拡大等によりまして、生産性の向上をはかつて、近代化的酪農経営の育成につとめるといふこと。さらに第三としては、牛乳、乳製品の生産、処理、加工、販売を通ずる合理化によりまして、国際競争力の強化につとめるといふこと。四番目は、特に飲用乳の消費は大幅に増加するものと予想され、また一方酪農経営の発展から、飲用乳の生産は相対的に有利と判断されるので、長期的には市乳を中心として酪農対策を考へる必要がある、こういうふうな基本目標を打ち出したわけでありまして、それに対して、これに基づいて、具体的には、酪農の近代化と生乳需給の安定に資するため、国、都道府県、市町村を通じて、酪農近代化計画、こういう樹立をはかつて、これを実施に移す、こういうこと。また、最近におきます酪農事情と酪農をめぐる諸

情勢の変化から見まして、現行価格安定制度の運用では不十分な面が生ずる、こういうふうな予想されるので、こうした事態に對処し、牛乳、乳製品の需給の安定と、酪農経営の安定的発展をはかるため、加工原料乳につきまして、不足払い制度を採用するとともに、重要乳製品の輸入につきましては、これを畜産振興事業団に一元的に実施せしめる、こういうことによりまして、価格制度の改善強化を期する。第三に、また飲用乳につきましては、今後需要の急速な伸長が予測されるころでありますので、同時に、酪農経営にとつても、飲用乳生産は相対的に有利と判断されるので、原料乳の市乳化を促進することとして、学校給食について計画的拡充をはかる。また、収入路線の整備、市乳供給圏の拡大の措置等を推進する。また次に、酪農経営の安定的拡大をはかるため、飼料生産の基盤の整備を積極的に進める。このために、国営の草地改良事業の実施、農地開発機械公団による共同利用模範牧場の整備、国有林の積極的活用等を進める。また既耕地における飼料作物の増産対策を強化する。五としては、さらに草地の地域的偏在と牛乳の育成部門の低収益性にかんがみて、子牛の集団育成事業を強化する。こういうふうな酪農振興の基本目標に即応して具体的な措置を講じ、それぞれの法律案を提案いたしまして、具体的にその方向を進めていく所存でございます。

○倉成委員 酪農法の改正の第二条の二によりまして、「農林大臣は、政令で定めるところにより、酪農の近代化を図るための基本方針を定めなければならない」となつております。この酪農近代化基本方針に基づきまして、国、都道府県、市町村の段階において近代化計画を作成することになつておりますけれども、このような計画をつくることの必要性、また意識についてお答えをいただきたいと思ひます。

○赤城国務大臣 この計画は、酪農を取り巻く諸情勢に即応しまして、国と地方公共団体と緊密な協調のもとに、次のようなことをねらいとしてお

るのでございます。

その一つは、地域ごとの生乳生産の目安を定める。そして適地適産によりする生乳生産の安定的増大をはかっていきたい。こういうためには、一つの計画を持つことが必要であると思ひます。また第二には、乳牛の飼養規模の拡大、飼料自給度の向上等、酪農経営の改善の目安を示すことにしよう。酪農経営を近代化していくことに資したい、こう思つております。また、収入路線の整備あるいは乳業施設の適正配置等を計画的に進めまして、生乳の流通、処理、加工段階での経費の節約をはかる、こういうねらいをもちまして、これらの問題に効率的に対処するためには、地方公共団体の指導力の活用の上に、各段階の酪農施策の一貫性、それを確保したい。その上に総合的な実施を期していかなければならない必要にかられておるからであります。こういうことのために、国がまず基本方針を定める。これに即して、順次都道府県及び市町村が計画を作成することとして、これら計画間の調和をはかるため認定制度を設けまして、その計画を逐次上級団体で認定していく、こういうふうなことにによりまして、酪農施策の一貫性、総合性を実現していきたい、こう考へております。

○食成委員 従来集約酪農計画その他におきましては、国の方針が明らかにないままに計画が進められておつた趣がございましたが、今回国、都道府県、市町村、関連した施策を進められるというこの大臣の方針に、この御提案に対して、心から賛意を表する次第であります。

そこで、この酪農近代化基本方針の中で、近代的な酪農経営の基本的目標を定めることになつておるわけでありまして、その場合の近代的な酪農経営とはどんな経営であるか、具体的な内容、またその基本目標として何を定めるつもりであるか、これは少し技術的になるかと思ひますから、局長からお答えいただきたいと思います。

○樞垣政府委員 今回の酪農振興法改正全体を通じます考え方の中に、近代的な酪農経営の育成を

通じて、生産の増大なりあるいは需給の安定なり

というものをはかつていく、また農家のサイドからは、所得の増大、向上を考へていくという考え方を持つておるわけでありまして、そこで、国としては、酪農近代化の基本方針を示します場合に、その一つの項目として、近代的な酪農経営の基本的目標というものを示すことにいたし、おるのでございますが、この場合の近代的な酪農経営と申しますのは、私どもとしては、飼養規模の拡大あるいは飼料自給度の向上、技術水準の向上、資本設備の高度化といふことの上に立ちまして、高い生産性、特に労働生産性の高い酪農経営をさしていききたい。すなわち、酪農といふものを農業経営の基幹部門として営みます酪農専門経営なり、あるいは酪農の複合経営をさしておるのでございます。このような近代的な酪農経営の目安を、その指標の一つであります搾乳牛頭数の規模に指標を示しますと、これは今後さらに具体的に指標を示しますまでに検討を要する点でございますが、さしあたり私どもが考へておるは、酪農専門経営の場合には、地域によつて異なりますが、十頭ないし十五頭程度、酪農の複合経営の場合には五頭ないし六頭程度の乳牛飼養規模を持つてゐるということが想定されます。酪農近代化基本方針におきまして定めます基本的な指標といふのは、国として全国的な視野から一般的に示すべき重要な面についての経営の指標を示そうとするものでありまして、ただいま申し上げました飼養頭数規模のほかは、労働の生産性なりあるいは飼料の自給度等についての目安を示すことにいたしたいといふふうに考へております。

○食成委員 従来酪農経営改善計画、また振興計画に対する助成、今回の改正後の新しい計画、制度における助成、これはどのように違つておるかといふことをお示しいただきたいと思ひます。

○赤城国務大臣 まず、従来予算の範囲内で助成の方法をとつてきておることを申し上げ述べたいと思ひますが、これらは例を申し上げますなら

ば、諸種の乳牛導入事業、こういう事業に対して

助成する、あるいは飼料作物の増産事業、あるいは乳牛生産能力検定指導事業、あるいは畜産経営拡大資金融通事業、あるいは乳牛施設資金融通事業、あるいは乳牛を基幹作物とする農業構造改善事業に助成をしておるのでございますが、これは特別の事業として実施したわけではございません。一般の酪農振興施策の重点的運用によりまして、これらの計画の実施に対して助成してきた、また、事業実施対象地域をこれらの計画の樹立地域に制度上限定してきた、こういうことで助成をしてきたのであります。今後の助成につきましては、今度新しい計画ができましたので、その制度に基づきまして、諸計画の実施の重要性にかんがみまして、従来にも増して一般の酪農振興施策の重点的運用による助成を強化してまいりたい。すなわち、従来と変わつて——といふことは、従来よりは計画性に基づいての助成をして、その助成の濃度も濃くするといひますか、強化していく、こういうふうな方針でございます。

○食成委員 学校給食の問題についてお尋ねしたいと思ひますけれども、学校給食制度が始まりましてから今年に至るまで、大幅に学校給食の制度が発展したことは喜びにたえないわけでありまして、今後の酪農振興を進めていく上において、学校給食といふのはやはり大きな酪農振興の柱になると信するわけでありまして、酪農法の改正の第二十四条の三におきまして、学校給食の供給目標といふことをはつきり明文化されたことは、大きな前進であると思ひわけでありまして、この学校給食に關して、従来の経緯と、今後どういふ方針でこれをお進めになるつもりか、御所見を承りたいと思ひます。

○赤城国務大臣 牛乳の学校給食は、御承知のように、昭和三十一年度に取りましてから、それから需給調整措置をいたしまして、余剰を学校給食に供給する、こういうたてで実施してきました。しかし、なま牛乳で学校給食をするということが、酪農面からいへば消費の拡大でもありま

するし、また児童生徒の体位の向上という面から

考へましても、余剰の牛乳で学校給食をやるといふ考え方を昭和三十九年度からは改めまして、継続してなま牛乳によつて学校給食を行なつていく、そして逐年その量を増していきたい、こう考へまして、昭和三十九年度におきましては四十万石でございましたが、本年度は七十万石を計上いたしておる次第でございます。これも全面的に脱脂粉乳によらず、なま牛乳による学校給食にいたしたい、こう考へまして、飲用乳重点の酪農施策の重要な一環としてこの問題を取り上げまして、おおむね昭和四十五年ごろを目途といたしまして、需給事情を勘案しながら、できるだけすみやかに牛乳の学校給食の完全実施をはかる、こういうふうな方針を進めておる次第でございます。

○食成委員 学校給食につきましては、余剰乳の処理という方針は、私ども賛成でございますが、御案内のように、学校給食の補助金をめぐりまして、生産者の手取り、また父兄負担の問題等で、必ずしも円滑にいかない向きが従来あったかと思ひわけでございますので、今後はひとつ文部省と農林省と積極的に緊密な連絡をとられまして、この制度がますます発展してまいりますことを希望する次第であります。

次に、草地改良の關係に入つてみたいと思ひますが、わが国の酪農が飼料面で非常にウィークである、弱いという点は、識者がひとしく指摘するところでございますが、このために、粗飼料はもちろ、濃厚飼料についても多額の輸入に仰がなければならぬという現状でございますが、この飼料の今日の現状、それから国内飼料の自給対策はいかが考へておられるか。と同時に、御案内のように、今日濃厚飼料が非常に不足なといひながら、最近農林省のグリーンレポートによりますと、自然条件による作付不能のものを除いて、百五十九万ヘクタールの冬砂漠と申しますが、裏作のない地帯がございまして、これは全耕地の三〇％といふことでございます。これは麦作

の問題と関連するわけでございますが、こういう問題、足らないけれども、土地が遊んでおるといふような問題は、非常にゆゆしい問題であると考えられるわけでありまして、これらに対して、飼料に対する基本的な考え方、具体策ということについて、大臣にお伺いします。

○赤城國務大臣 詳しくはまた事務局からも御答弁いたしますが、先ほど申し上げましたように、飼料が輸入飼料の依存度が非常に高い。これを是正していくことが必要だろと思つて、草の造成等を強く推し進めて、自給飼料のウエートを高めていきたい、こう思つてございす。特に濃厚飼料の問題でございますが、国内におきまして、この濃厚飼料の増産につきましまして、現在隆路が少なくないのは御承知のとおりでございます。そういう事情でありますので、飼料供給安定制度の運用によりまして、流通飼料全体の供給確保と価格の安定をはかろうとしておりますけれども、何としましては長期的には国内産の濃厚飼料の増産が重要であります。麦類等につきましましては、生産性の向上と栽培の省力化、そういう観点から、栽培法の改善と飼料用品種の育成をはかつております。し、イモ類につきましましては、飼料用品種の普及と、貯蔵、加工法等について改善措置を講じていくことにいたしております。イモ類はこういうことで相当生産ができると思つておりますが、問題は麦類でございます。特に製麦の放棄が百六十万ヘクタールあるというふうにもなつております。そういうことでこれを解消していきたい、これはなかなか言ふべくしてむずかしいと思つております。しかし、ことしの予算等にもありますように、大型の農業機械等を利用する集団栽培を進めまして、栽培方法の改善をはかる、こういうことを考えるとともに、飼料としてできるだけ高い、生産性のある品種の育成につとめる、こういうことではないかと、やはり価格の問題もございす。そういうことでございすので、飼料としても生産者が採算がとれるというふうな生産性のある品種の育成をしていきたいと思います、共同の集団栽培等を奨励いたしまして、所期の目的になかなか進まぬじゃないか、こういうふうにも考えております。しかし、いずれにいたしまして、飼料用麦作の増大を以上申し上げましたような方法によつて進めていきたい、こういうふうにも考えております。

○倉成委員 いわゆる冬砂漠というふうなことが出ております。麦類の休閑地の問題、これは大臣の御指摘のように、経済ベースに乗らないということ、また努力不足の問題等ございすから、これはなかなかむずかしい問題だと思つて、しかし、耕地の三・一％にも及ぶような、こういう砂漠地帯ができるというところはゆゆしい問題でありますから、これはひとつ今後積極的にこの問題に取り組んでいただきたいと思つてあります。そこで、草地改良を積極的に進めていくということ、今後のオーストラリアの意味においての飼料対策であらうかと思つてあります。何と申しましても、草地改良は一朝一夕にできるものではない、かりに草地改良をやりましたとしても、しばらくすると、またさらに手を加えなければならぬという性質のものでございすから、相当な国の助成が必要になつてくる。同時に、わが国のように、地形が地域によつて非常に違つてくる、また僻地であるとか、離島であるとかいうところ、また草地改良をやらうとしたときに、どうしてもある程度採算条件を引き下げなければならぬという問題が現実の問題として出てくると思つておりますが、これらの点についてどういうふうにお考えになつておりますか、お伺いしたいと思います。

○赤城國務大臣 確かに草地造成につきましましては、いまお話しのようなことが多いのでございす。採算基準の問題あるいは補助率の引き上げ等が伴ひませんと、なかなか思うように草地の造成もできないというのを私も痛感しておりますので、今後ともそういう点につきましましては検討いたしたいと思つております。なお、小規模の草地改良事業の採算条件でござい

ますが、現在は自給飼料を基盤として利用される一単位としての草地面積や、高率利用をはかるための機械の稼働面積等を勘案して、地区面積十ヘクタール以上、一団地の面積は一ヘクタール以上とございす。公共事業としての性格上、採算基準の下限をこれ以下に引き下げることは困難と考えられますが、部落近傍の里山等を利用する方途につきましましては、なお十分検討することについていたしたいと思います。

○倉成委員 草地改良の拡大のためにやはり一番大きな役割りを果たすのは、国有林野の積極的な活用ではないかと思つてあります。この問題は、安易にただ国有林野を開放するという考え方は排せなければならぬと思つてあります。何と申しましても、国有林野の国土の中に占める面積が非常に広いという現実のものにおいて、これを合理的に活用する必要があるかと思つてあります。これらについていかなるお考えをお持ちであるか、お伺いしたいと思います。

○赤城國務大臣 確かに、草地の改良事業、特に国営でやろうというときには、場所がありません。国有林野を活用するということも最も適当であり、そういうものを充てまんと国営の草地造成ということができないかと思つて、でございますので、国有林の積極的活用ということに十分心を用いて、これを使つていきたいと思つてます。ただ、国有林につきましましては、保安林というふうな面もございす。治山治水という面もございす。しかし、最も草地造成に、ことに大規模の草地造成に適しておるのは国有林でございす。できるだけこの活用をはかつていきたい、こう思つてます。

○倉成委員 今度酪農法並びに土地改良法を再度改正いたしまして、大規模な草地の造成事業を国営で行なうとした理由は、どういふものであるか、これは局長からでけっこうですから、お答えいただきたいと思います。

○農林水産省 今回土地改良法の一部を改正しまして、国営並びに都道府県営の草地改良事業の手続規定を整備いたしましたのは、前回の土地改良法の改正におきまして、農用地造成事業の中に草地の造成を含めて改正をいたしました点があるわけでございます。その際、法律、制度のたてまちは、多数の個人所有地の共同的な農用地造成ということのために道を開いたものでございす。日本、の現状におきまして、大規模の草地の造成を行ない共同的に利用する、公共的な利用に供する草地の造成を行なうという場合には、その草地ないし造成後の草地の管理は、農協あるいは地方公共団体による公的な管理にわたるものが多いわけでございます。そういう草地の国営ないし都道府県営に関する手続規定は、前回の改正ではおおいにくされていなかったものでございまして、今後、簡単に申しまして、公共草地の造成ということのために今回の改正をはかることにいたしましたわけでございます。

○倉成委員 飼料対策と並んで、酪農振興のため今日の時点において一番大事なことは、価格対策であらうと思つて、先ほど大臣が御指摘になつたとおりであります。この点につきましましては、加工原料乳について不足払いをやらうという制度を今回提案されておられることは、まことに画期的な制度であり、大臣はじめ関係者の御努力を多とするものでございす。加工原料乳に課税の不足払いという点については、全生乳は対象としていない。その点について、飲用乳地帯において多少恩典が薄いというふうな誤解があるかと思つて、検討いたします。この制度が全生乳を対象としなかつた理由、また飲用乳地帯にどういふ関連を有するかという点について御説明をいただきたいと思つてます。

○赤城國務大臣 確かに、そういう危惧の念は、あります。そういうこともあります。私どもこの法案を出すのに相当検討をいたしたわけでご

ざいます。飲用乳の価格でございますが、今後飲用乳の需給は堅調に進むであろうという見通しでございます。そういう見通しでございますので、需給に応じて形成される価格水準でございますが、その水準は、加工原料乳に比べて、相対的に見ますならば高いものになる、こういうふうに見込んでおるのでございます。また、今度出しました法律案におきましては、従来の混合乳の乳価で取引をしたことを、用途別の取引に改める、こういうことを前提としております。でありますので、飲用乳の有利性がなお確実になるだろう、こういうふうに期待されますので、飲用乳のほうを除外したといえますか、飲用乳は含まなかったでございます。

それから一方、加工原料乳の価格につきましては、乳製品の国内価格が、国際価格に比べて、一般に割り高な水準にあります。そういうような水準にありながら、加工原料乳に対して支払い得る価格が、その再生産を確保するに困難な水準にある、こういう現状でございますので、加工原料乳につきましては財政上の援助が必要である、こういうふうに考えられたわけでございます。このことは、主要加工原料乳地帯の多くが、今後とも酪農を基幹作物として農業の振興をはかつていくことを必要とする地帯であり、かつ、これらの地帯が飲用乳の将来における供給源として期待されている地帯もある、こういうことも着目いたしましたのでございます。このような立場から、本法案におきましては、加工原料乳のみにつきまして不足払いを行なう、こういうものでございまして、飲用乳を含めて全生乳について不足払いを行なうというのとは、現段階においてはまだ適切であると考えられない状況であった、こういうふうに考えました。

なお、技術的にいろいろな面もございしますが、そういう面につきましても必要がございますならば、畜産局長からお答え申し上げます。

○倉成委員 酪農地帯が流動化しつつある、原料乳地帯といっても、だんだん市乳地帯に移行しつつある、また、原料乳地帯が子牛の生産の基地になつておる、そういう御説明であつたと思うわけでありまして、大臣の御説明を了といたします。

加工原料乳の法律の第一条の中には、「当分の間」ということが出てまいります。法律の題名が暫定措置法といふことになっておるわけでありまして、なぜ当分の間あるいは暫定措置といふ名前をつけられたか、お伺いしたいと思ひます。○赤城国務大臣 牛乳生産が近代化して、生産性が上がり、コストが低下する、こういうことをねらいとしてということでございます。別に当分の間とか暫定措置といふから何年間と期限を切つてのことではございません。ねらいが、生産性の向上、近代化といふねらいにとらみ合わせていふことで、特に重大な意義を持った字句ではない、こういうふうに私は思っております。

○倉成委員 次に、この法律の中で非常に大きな問題であり、またむずかしい問題であろうと思ひますのは、第五条に掲げてあります、都道府県知事の指定を受けた生産者団体、この団体を通じて補助金を交付するということになっておるわけでございますが、この生産者団体を通じて不足払いをいたす意義はどういうところにあるか。また、私も全国各都道府県の現在の状態を調べてみますと、それぞれの団体が、非常に入り込んでおる、したがって、従来の取引関係は、それぞれ各メーカーを通じて、いろいろな理由があつて、歴史的、社会的ないわく因縁があつて、今日までやってきたものと思ひわけですが、この制度の実施によつていろいろな混乱が起つたりないか、その心配はないか、という点について、どういふお考えであるか、伺いたいと思ひます。

○赤城国務大臣 酪農民相互間の公平というものを確保して、この制度の円滑な実施をはかるためには、生産者団体の段階で乳価のプールを行なうということが必要でございます。このプールをという範囲で行なうかといふことでございまして、現状において乳価がおおむね県単位で同一水準であることから見まして、原則として県単位で行なうことが、現状に最も即して適当なことである、こういうふうに考えられるのであります。したがって、本制度におきましては、乳価プールの行なう機構として、県単位に生産者の団体を指定することとしたのであります。一方、全酪農民が不足払いを受け得るよう、指定を受ける基準をいたしまして、その区域内のすべての生乳の生産者が加入できるように、員外で加入でき、かつ、員外利用もなし得ることを要件の一つとして団体を指定するといふことが、この本制度の趣旨に反するといふふうには考えておらないうのであります。また、その団体の指定にあたりまして、実態と著しくかけ離れることがないように、地域の自然的、経済的事実等の実態を十分しんじやくしていきなさい。そして乳業者の過去の実績にも留意して、これらの経験を生かしつつ、円滑な実施をはかるように配慮してまいりたい。過去の乳業者の実績もあつた。しかし、実績が合理的なものにつきました。これは是正をしなければなりませんけれども、やはり実績としての存在といふものは、理由といふものは、そういうものがあるのでございますので、この過去の実績もよく留意して、その経験等を生かし、こういうふうな方針でございます。

○倉成委員 ただいまの大臣の御説明をいたしますが、これは地域によつて非常に差があると思ひますので、ひとつ十分現地の指導をやらせまして、無用の混乱が起らないように御配慮をいたしたいと思ひます。

○濱地委員長 一時三十分から再開することといたしまして、これにて休憩いたします。

午後零時三十分休憩

午後一時四十九分開議

○濱地委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中に引き続き質疑を続行いたします。倉成正君。

○倉成委員 質疑を続けさせていただきます。

大臣の御都合もあり、また松浦委員からの御質疑もあるようでございしますから、少し急がせていただきます。指定生産者団体について、若干補足的に質問させていただきます。これは一応県単位になっておるようでありまして、これをもう少し牛乳の流通範囲を単位としたらどうか、あるいは全国的な段階を考慮すべきではないかという議論がございしますが、この点は局長からで結構です。御説明いただきたいと思ひます。

○濱地政府委員 不足払いをいたします場合の生乳の委託販売機関といふものを県単位に現在はお考へておるわけでございますが、その理由は、先ほど大臣からお答え申し上げたとおりでございます。現在乳価の取引の実態が、ほぼ県単位に取引価格水準において同一であるということに着目したものでございします。でございますが、さらに広域の牛乳圏において指定生産者団体を設けたらどうか、あるいは全国的な単位での指定生産者団体を設けたらどうかという御意見のあることも何つておられますが、府県を越え、現在の段階では乳価の取引価格水準が異なる、全国的というふうになりますと、さらに大きく価格差があるといふことになってございまして、乳価のプールということが実際問題としてきつめて困難である。また現状において、指定生産者団体となるべき実体といふものが少なくとも見当たらないという事実がございします。今後牛乳の受託販売をいたします農業団体が組織を強化いたしまして、生乳の取引圏といふものに近づいた組織ができますならば、あるいはまた全国的な団体が、少なくともある県もしくは数県の生乳についての取引について主導的な位置をとるような事態が起りますれば、現在私どもが提案をいたしております法律案の考え方に基きまして、知事はその団体を当該県の指定生産者団体として指定し得るわけでございします。これはむしろ酪農家の間における共同組織の強化の事態に即して考へていくほうが妥当であらうというふうに思つておるわけでござい

ます。

○倉成委員 さらに第七條關係で、県の区域の中で、「その区域の自然的経済的条件に照らして、これにより難い認められる場合」といふ、この「自然的経済的条件」といふのは、具体的にはどういふものかというところが一点。もう一点は、「当該区域内生産生乳の数量が農林省令で定める相当割合」といふ。この「相当の割合」といふのは、具体的に何か、この二点についてお答えいただきたいと思ひます。

○榎垣政府委員 法案の第七條第一項一号のカッコ書きにあります「その区域の自然的経済的条件に照らして、これにより難い認められる場合」といふことは、同一都道府県の区域内にある地区でございまして、ある区域は、山脈あるいは海洋等によって自然的な位置が隔てられておる。しかも生乳取引の市場として全く違つた市場をなしておる。具体的には、乳価の取引基準あるいは生乳の消費の実態が全く違つていふような条件の場合には、これを同一の価格プール区域とするのは適当でないという判断から、そういう特殊な場合に区域を分かつというふうに考へておるわけにございまして。

○倉成委員 第十一條にございましていわゆる保証価格といふのは、どういふふうにして算定するものかといふのが一点と、もう一つは、この保証価格の算定にあつては、米価のように生産費・所得補償方式で算定すべきではないかという意見が一部にあるやに聞いておりますが、この点についてはどうの考へておられるか、伺いたいと思ひます。

○赤城國務大臣 保証価格の価格水準をいたしましては、主要な加工原料乳地帯におきます生乳の生産費を補償することを旨として算定する、こういうことが現段階では適当であると思ひまして、そういう基準で算定したいと思つておるのでございまして。

ところで、米価のように生産費・所得補償方式をとらない理由は何かというお尋ねでござい

す。米のように生産体制といふものが、それがまだ酪農におきましては確立してありません。そうしてまた成長過程でありますから、できるだけ生産費を低下するよう酪農及び乳業の合理化を進めていきたいと思つてございまして、これが十分であります。また、牛乳及び乳製品の供給も流動的な現状でございまして、でありますので、こういうまだ安定した生産状況でないときに生産費・所得補償方式をとるということになりますと、間々非効率な生乳生産におちいりやすい、牛乳及び乳製品の供給の不安定も招きやすい、こういうことでございまして、再生産を確保するということが価格水準をきめていくほうが現状に適しているのではないかと考へます。もう一つは、乳製品の自由取引の上に立つて政府がこれを保証しようというところで、米の場合のように、専売のよう

に政府が買い上げて、そうしてそれを配給する、こういう一つの制度にまでまだいつておりません。そういう状況等を勘案いたしまして、いまのところでは、再生産を確保する、こういう基準が適当であらうか、こう考へております。

○倉成委員 保証価格の算定にあつては、主要加工原料地域の生産費によるということになっておりますけれども、これは具体的にどういふことになるか、局長からでかつこうですか、お答えいただきたいと思ひます。

○榎垣政府委員 加工原料乳の生産費ということ、実は厳密にはないのでございまして。生乳は飲用向けと加工向けに消費されるわけでございまして、結果的に加工向けに充てられた生乳が出るというところになるわけでございまして、厳密には原料乳の生産費といふものはない。でございまして、その場合、原料乳の再生産を確保していく、この考へ方に立ちます場合には、われわれのこの法案で考へております考へ方としては、主要な加工原料乳地帯——現在まで私どもが考へておりますことは、過去一定期間加工向けに消費された量が過半数を占める都道府県における生産費

を考へておることとでございまして、現在までの資料によりまして、北海道その他内地六県の生産費をこの際保証価格の算定基礎となるべき生産費に充てたいと考へております。

○倉成委員 不足払いの最高限度が農林大臣が定める数量ということになっておるようでありまして、これをきめた理由についてお伺ひしたいと思ひます。

○榎垣政府委員 今回の法案の中で、不足払いの對象の数量について限度を設けることにいたしました。対象の数量が、もとより、この考へられております制度は、国の財政負担による不足払いを通じまして、生乳の安定的な生産の拡大をはかるというものでございまして、生乳生産者に対する意味を持たせ、また、効率的な生産という観点から、過剰生産を自主的に調整する体制を整えるための目標という二つの意味をあわせまして、不足払いの行なえる限度として、農林大臣が一定数量を定めることが妥当である、不足払い等国の財政による補正援助の方式につきましては、やはり社会的な事情との関係における制度的なワクといふものが必ずやであるという考へ方で、この一定数量といふものを定めることにいたしましたのでございまして。

○倉成委員 ただいまの保証価格に關連して、この不足払いの仕組みというものが一応法律にあるわけでありまして、局長から少しわかりやすく、不足払いの仕組みといふものについて説明をいただきたいと思ひます。

○榎垣政府委員 不足払いの仕組みにつきましては、先般の補正説明で一応御説明申し上げたのでございまして、今回の法案の考へ方としては、不足払いの對象となるのは、加工原料乳であるというところが第一のスタートに相なります。その加工原料乳について、生産者に対してはいかなる価格水準を保証するかという問題が保証価格でございまして、その保証価格の算定は、ただいま申し上げました主要原料乳地帯における生産費を基準として考へられる再生産可能な価格水準を保証する。一方、加工原料乳を保証しようといふとしますと、おのずから現在の混合乳価取引というものを改めて、用途別の価格取引をしなければならぬことになるわけでございまして、これはあとで御説明いたします指定生乳生産者団体と乳業者との間で用途別取引を行ないます場合に、加工乳についての取引の価格水準をどうするかという問題が起りますので、その価格をこの法案の考へ方では基準取引価格といつておるわけでございまして、その基準取引価格といふのは何かから算定するかといふと、乳製品の市場実勢からはじきます安定価格といふものを乳製品の価格水準として、それと加工採算価格といふもので基準取引価格を定める。そういたしますと、先ほど来の大臣の答弁にもございまして、基準取引価格が生産費を保証するような価格水準にならないといふことになりましたので、その差額を不足払いとして、生産者団体を通じて農民に交付するといふ仕組みになるわけでございまして。乳製品の安定価格といふのは、これは過去の——過去といひますか、過去から現在に至ります乳製品の市場実勢といふものに基づいて算定するといふ考へ方をとつておるわけでございまして。その不足払いの金は、現存します畜産振興事業団が、都道府県知事の指定する生乳生産者団体を通じて農民に交付する。事業団に交付するといふことにするわけでありまして、別に事業団が行ないます外国からの乳製品の輸入による売買差益が出ました場合には、その差益を不足払いの財源の一部に充当することができるといふ仕組みにいたしておるのでござい

○倉成委員 価格制度について、最後に一つお尋ねしたいのは、乳製品及び生乳の価格の安定、またこの価格水準の問題は、酪農民にとつてのみならず、消費者にとつても、非常に重要な関心を持つことだと思つてございまして、特に消費者の立場に立つて、この制度と相まつて、乳製品あるいは生乳の価格といふものをどういふふう

にお考えになっているか。この点はひとつ大臣からお答えいただきたいと思ひます。

○赤城国務大臣 乳製品価格の安定ということ、酪農民、乳業者はもちろんでございますが、消費者には特に強く望まれることだと思ひます。お話をとおりでございまして、で、いまやっておりますように、畜産振興事業団により指定乳製品等の売買操作を行なつておるのでございまして、これを従来よりも一そう弾力的、機動的に行なうということにいたすつもりでございまして、さらに、同事業団によりまして乳製品の輸入の調整を行なわせる、このことによつて需給及び価格の安定が一そう増して来る、こういうふうに考へます。また、今後この事業団の売買操作の価格基準となる安定指標価格でございまして、これにつきましては、国内におきまして乳製品の需給実勢に基づきまして、かつ、酪農及び乳業の合理化の進展の度合い等を参酌いたしまして、消費の安定に資するやうに価格を決定し得るやうな体制に進めていきたい、こう思つております。

○倉成委員 生乳についての問題、局長からでけつてから、お答えをお願いいたします。

○糧垣政府委員 生乳につきましては、乳製品と異なりまして、これは各地域における需給事情によつて価格形成が行なわれておるわけでございます。そういう意味では、地域商品の性格を強く持つものでございまして、でございますので、飲用牛乳の価格の安定ということ、一面から申せば、生乳の供給を需要側が求めるだけ供給する、需要者が必要なだけ供給をするということが、本質的には価格安定になるのだと思つていられるのでございまして。ただ、日本の飲用牛乳につきましては、たびたび当委員会でも御指摘がございまして、末端における価格は相対的に割高な事情にあるというところでございまして、今後牛乳の処理なりあるいは流通段階におきまして合理化というものを通じまして、流通コストというものの節減をはかつていかなければならぬ。私も、実はその点について、関係者あるいは学識経験者によりまして研究

を進めておるのでございまして、今後の課題といたしましては、流通過程におきまして小売り店舗の配達の適正化の問題でありますとか、あるいは容器の大型化の問題、あるいは店頭販売の普及の問題、隔日配達制の採用等、そういう一挙にはいきかねる問題でございまして、順次消費者の理解も得つて、流通過程の合理化をはかるということによつて、価格の安定をはかつていきたい、また、そういう価格の安定をはかることによつて消費の増進を伴ひ、したがつて、総合的な生乳の販路が広がるということ、生産者にも益するところが多いはずであるというふうに考へております。

○倉成委員 この制度が生産者にとつて大きなプラスをすることは間違ひありません。しかし、相当国が財政負担をし、また酪農生産物の需要の拡大という意味から考へて、やはり消費者価格の安定ということは、今後十分考へていかなければならぬ問題だと思ひます。ただいまの局長の御答弁の中にありましたことをさらに積極的に進めていただきたいと思ひます。

次は、輸入一元化の問題と関連いたしまして、この法律の中に、事業団をして輸入一元化の考へ方に入つておるようでありまして、酪農製品の自由化に関する政府の基本的態度について、大臣からお伺ひしたいと思ひます。

○赤城国務大臣 畜産振興事業団によりまして、指定乳製品等を一元輸入をするということが酪農の自由化の前提じゃないか、自由化していくためにそういう処置をとるのじゃないか、こういうやうに世間で言つておる向きもありません。しかし、それとは反対でございまして、いまだ御承知のように、自由化しておるの酪農乳製品の一部でございまして、生鮮ミルクとか、一三%未満のクリーム、ナチュラルチーズ、精製乳糖、ミルクカゼイン、こういう一部を除きましては、大部分が輸入制限を継続しておる次第でございまして、また、酪農は申すまでもなく、わが国の農業生産の選択的拡大部門の大きな部分を占めておる一つといたし

まして、今後振興をさしていかなければならぬ部門でございまして。ところが、酪農及び乳業の歴史は諸外国に比べて浅い。競争力もまた十分でない、こういうことでございまして、私も加わらなければならぬ。指定乳製品に採用して、指定乳製品の国内における需給操作との関連を考へて、価格安定事業の円滑な運営を確保する。そのためにいまの指定乳製品等につきましまして、畜産振興事業団による一元輸入の方式も考へておる。これがまた不足払いの財源の一部にもなりますけれども、そういう意味で、畜産振興事業団による指定乳製品の一元輸入を考へておるわけでございます。このことによつて自由化をする前提だということとは全然ございせん。やはり輸入制限は依然として続けていく、こういう考へでございまして。

○倉成委員 畜産事業団による指定乳製品の独占輸入をガットとの関係はどうなつておるか、お伺ひしたいと思ひます。

○糧垣政府委員 畜産振興事業団による指定・乳製品等の独占輸入ということ、これはいよいよゆるる国家貿易に当たるわけでございます。これが現在ケネディラウンドという中で、ガットの問題が議論されておるのでありますが、そういう場で抵抗が起こるということも予想されるのでございまして。ただ、これらの重要乳製品というものは、現在ほとんどすべての輸入国が残留輸入制限品目として、事実上輸入を制限いたしておるという事実がある。また、わが国が今回どうしようとしております制度は、決して貿易の実績というものが特別に阻害されるといった実態のものではない。それから今後とも需給及び価格の安定上必要なものについては輸入をするのだという方針であること、それから国内的には、財政負担によりまして、不足払いなりあるいは需給操作という価格安定事業が行なわれるわけでございます。それらの制度との連係をもつて運営されるたてまえになつておること等から、私も、私どもとしては、諸外国もこれらに対して納得してくるものと期待をしておるのでございまして。

○倉成委員 冒頭に申し上げましたやうに、わが国酪農の現状にかんがみまして、農林大臣以下農林省御当局が意欲的にこの問題に取り組んでおられて、おそろく、加工原料乳のこの法律その他一連の法律が成立いたしましたならば、わが国酪農の歴史の上にページを飾るものと確信するわけでございますが、しかしながら、これから先一連の行政指導あるいは予算の裏づけ等、相当まだ今日の現状からいたしまして問題がたゞさんあると思ひます。見守つておる次第でありますので、大臣はひとつ勇気を持って酪農の問題にこれからはお取り組みいただきたいことを希望いたします。一応私の質問を終わらしていただきます。

○濱地委員 松浦定義君。

○松浦(定)委員 今度の国会で、農林水産委員会としては、非常に重大な問題が二、三点残つておるわけでありまして。そこで、酪農振興法、あるいはまた加工原料乳生産者補給金等暫定措置法案、あるいは農地管理事業団法案、こうした問題が最終的な問題として議論されるわけでありまして、実は昨日の農地管理事業団の審議の場合は、与党の第一人者である吉川委員が質問に立たれたわけでありまして。私も初めて法案を質問をされたから、終始一貫、与党であつても鋭い質問をされるだらうと思ひ、あるいは政府側としても、そのことについては十分な御答弁があらう、こう思ひまして、実はほとんど定員の八割まで私も最後までいたつておりました。しかし、今日になりましたと、同じ与党の委員であつても、倉成委員の質問は、私は非常に敬意を表して一人であるだけに、終始一貫われわれとしてもできるだけ出席したわけでありまして。どうも見てまいりますと、出席率が悪い。確かに国会最終ということでありまして、いろいろな問題はありますけれども、少なくとも与党を代表し、あるいは野党を代表してでも質問する場合に、初めて入る質問でありまして、これが最終的なればそれだけ多岐にわた

たる質問もあろうかと思ひますけれども、初めと終りだけはきつと、法案というものについて審議を進めてもらわなければならぬと思ひます。さういふ点、出席率について、委員長の責任においてこれから善処してもらいたいと思ひます。

○濱地委員長 よく承りました。善処いたします。

○松浦(定)委員 実は私も、酪農振興法の今度の一部改正については非常に関心を持っています。一人であります。原料乳地帯におりますだけに、二十九年にこの法律が成立いたしましたから今日までの行き方については、生産者の立場あるいはそれだけの立場から重要視してまいりましたが、三十七年にこの一部改正がされたわけでありまして、そして今度四十年にさらに一部改正というところでこれが出てきた。したがって、私は、改正されることは、当時から野党の意見が盛られないうちに、出てきます法案が相当ありますから、これがだんだんとそのことによつて改正されることが早くなることは、これは私は非常に関心を持っており、とであるし、希望もしますが、場合によりまして、これが前進しないであらう向きになるような改正もあるわけでありまして。

特に今度の場合で、非常に痛切に感じます点を一点申し上げますと、この目的について明らかにしておきますが、現行法、まだ改正されておられません現行法の目的の中では、「もつて酪農の健全な発達及び農業経営の安定に資することを目的とする。」というように結んでおるわけであり、これは確かに、酪農振興法というものが、農業全体に対して、はつきりこの条文の中の目的で示しておる。このことについては、おそらく三十八年の改正のときには、これは非常に好感をもつて議論されたと思ひます。ところが、今度見てまいりますと、この一番最終のところにもありますと同時に、中間に、「当該酪農地帯に生乳の濃密生産団地を形成する。」これは関心を持つ

ておる人はわかるかもしれないけれども、牛の乳を手でしぼって、そうしてわずかに二頭か三頭をしぼっておるような地帯の農家は、どうも「濃密生産団地を形成する」なんていわれますと、ちよつと説明が——まだこれから聞いたり、そのことについては理解をしたいと思いますけれども、さういふような字句を使われておる。それから私が最も心配いたしますのは、最終に「あわせて牛乳及び乳製品の安定的な供給に資することを目的とする。」さういふように結んでおる。最初「農業経営の安定」という大目的で進んでおるに、かわらず、今度の改正では、その「農業経営の安定」という大目的をはずして、もっぱら「牛乳及び乳製品の安定的な供給に資することを目的」としている。それは少なくとも生産者の犠牲において低乳価を基本とするという疑いがある点から出てくる。しかもまた、中間乳業メーカーの保護の立場に立つての改正であるというふうにも理解されます。したがって、消費者の側から見れば、こんなに合理化されても、価格の引き下げにならないのかといったような、さういふ疑問が出てくるのですが、この「農業経営の安定に資する」ということを目的からはずして、「乳製品の安定的な供給に資する」、さういふようにお答えになった理由を、ひとつ大臣からお聞かせ願ひたいと思ひます。この点だけ大臣からぜひ……。そのために大臣に残っていただいていいますので……。さういふ理由を、ひとつ大臣からお聞かせ願ひたいと思ひます。この点だけ大臣からぜひ……。そのために大臣に残っていただいていいますので……。

○榎垣政府委員 大臣からお答えをいただけるものと思ひますが、法律の条文の問題として、私からお答えを申し上げたい。

今回の酪農法の改正は、先ほど倉成委員の御質問に對してもお答えを申し上げましたとおり、日本の酪農経営といふものの近代化をはかつていくという中で、生乳の生産の増大なり経営の安定なりをはかつていくのだ、さういふ思想で書いておるのであります。でございまして、「農業経営の安定に資する」ということを目的とする。さういふ現行法のこの文字を削除いたしましたゆえんのもの、今回の酪農振興法の改正では、酪農自身の健全な発

達を促進するのだというところに焦点を合はして、従来の農業経営の安定に資するといふ意味は、當時はいわゆる酪農の普及の段階にあつたわけでございます。いまは酪農が農業経営部門に副次的なものとして入ることによつても、なお農業経営にはプラスになる、安定に役立つといふような観点がかつた強さであつたわけでございます。その点からは、今後の方向としては、酪農部門としての健全な発達という点に焦点を合はさういふ意識で、条文の整理をいたしたわけでございます。農業経営の安定に資するといふ文字を避けたことが、酪農振興法といふものの発達安定といふことを無視したといふ考え方ではないわけでありまして、なお、「あわせて牛乳及び乳製品の安定的な供給に資することを目的とする。」といふことは、提案理由にあるいは補足説明でも御説明を申し上げましたとおり、急速な牛乳、乳製品の需要に對して、できる限り国内での自給をはかつていくのだという酪農政策の基本的な姿勢といふものを、さういふ形で安定的な供給をしていくのだ、安定的な生産増大をはかつていくのだという趣旨で加えたのでございまして、その点は今回の改正の全体を通じての考え方になっておるわけでございます。

○松浦(定)委員 大臣にぜひ御答弁願ひたいと思ひますが、私はほんとうに善意を持って質問に立つておるわけなんです。その取りまといがあるとかないとかいふことは別問題として、実際にこの二十七年からできた酪農振興法で、あとからお尋ねいたしますけれども、やはりそれでむずかしい地域を指定して、そしていまままでやつておつた。しかし、そのことが成功するかしないかのうちに、今度また改正をされる。これはこまかい質問になりますと聞きますけれども、少なくとも目的といふものは明らかにしておく必要があるのではないか。いま大臣が最初御答弁がでないといふことは、いかにりっぱな畜産局長がおるかということがはつきりわかるわけ、その点は、さういふ酪農振興法を今日こんなにまでして改正しなければならぬのだ——しかし、これはいま言っ

ておきますが、これを改正して、それじゃもう二年間あるいは三年も五年も十年間も改正をしなくてもいいようなお考えになつてやつておるかもしれないが、あとからお伺ひします内容では、あと二、三年もたてば、どこかまた改正しなければならぬ。目的を明らかにしておらないから改正しなければならぬので、目的を明らかにしておれば、条文の内容をどうなんにしろいとお答えになりまして、そのことについてはあまり文句はないと私は思ふのです。だから、この目的の中で、いま言われたような局長の御答弁では私は納得できないわけでありまして。もしさうでないといふなら、何も改正された牛乳及び乳製品の安定的な供給に資するともに、農業経営の云々といふことは、何ほ書いてあつても、字句が長いからどうだとか、短いからどうだといふものではないわけなんです。私は、短いからといって、決して急所を突いておるものではないと思ひます。長いから無理してこれを書いておるのだといふことではないわけなんです。必要に応じて書いてもらふことがいいわけなんです。どうもいまの局長の御答弁では、乳価の安定とかこれからの経営といふものは、酪農家の生産を高めるというふうなことで、それは何かと聞いてみますと、農業経営全体に繋がらないような、極端に申しますと、酪農は酪農でいくのだ、あるいはまた畜産の中でも、豚は豚、鶏は鶏、と云ふような形にやつていくようなことを認めるような形になる。しかし、さういふ総体的なものでもつて、この牛そのものについては、やはり酪農といふものにまともな今度の法律があるし、これからは改正していこうとされるのです。さういふ点では、大臣として、いま局長の御答弁のとおりであるのか、もう少し政治的に、もつとがっちりしたといふか、一言でもつてなるほどこれはわかるかといふか、さういふ趣旨を明らかにしていただきたいと思ひます。大臣の御答弁をぜひお願いしたいと思ひます。

○赤城国務大臣 畜産局長に答弁させましたの

は、条文の整理をしましたので、一応答弁をさしたのであります。

改正案におきまして、「農業経営の安定に資することを目的とする」ということを削除した理由はどうか、こういうことでございませう。「酪農の健全な発達」ということは、「農業経営の安定」ということでございませう。このことは、全体として農業基本法等にも書いてありまして、酪農の健全な発達をそのことは、一面において農業経営の安定に資する、こういうことでございませうので、大きい農業基本法とかその他の農業政策の中に含まれておる、こういう段階であるということから、あえて「農業経営の安定に資する」ということを書かなくても、「酪農の健全な発達を促進し」というそのことをもつて足りるのじゃないか、こういう意味からこれを削除したということであつて、このために農業経営の安定に資さないのだ、逆だ、こういうとり方は当を得ないと思ひます。全体として私は、農業経営の安定に資することは当然のことだ、ことに農業政策全体として、農業基本法等におきまして、この酪農の発達等が農業経営の安定に資するということが含まれておりますので、そういう意味におきまして、このたびはこのことを書かなかつたということに御了解願ひたいと思ひます。

○松浦(定)委員 どうも私は、大臣せっかくの御答弁ですけれども、納得がいけないのです。もしそうだとすれば、一年前に改正になるときにその点を——私はまだちよつとそこまでは調べていませんけれども、急にきよう質問に立てと言われるものですから、あすになったら調べてまいりますけれども、それが大臣で、それが局長で、それがどういふ答弁をしたというところで、この点を明らかにしてまいりますと、いまお話しがありましたように、「健全な発達」の中にそういうものは含んでおる、こういうのであるなら、ここで「農業経営の安定に資することを目的とする」といわないで、何かほかに書くことがあつたのではないかと、いふに解釈できるわけなんです。これは大臣

として苦しい御答弁のようにも思へますが、いまのお話ですと、そこまではかりに理解されるところで、そのあとの最後の「乳製品の安定的な供給に資する」ということになりまして、私が申し上げましたように、これが酪農民だけのことでなしに、その他のものに關係する。たとえば、これは私ちよつと委員長にも申し上げておきたいことがありますが、先ほど与党の食成委員からいろいろ御質問がありました。その中で、今度一番問題になる新乳価の問題を御質問になつておりまして、私が、私どもは、この酪農振興法というものはそういうものとかからませたくない。少なくとも基本的なものであるから、その中からいろいろ価格問題が出てきたわけですから、そういうものについて法にからませてそういう質問をする意思は、私は毛頭ないわけでありませう。したがつて、こういう点につきましても、非常に幅広くそういう関連法案といふものを出していかねばならぬ。こういうことになりまして、いま出てきた不足払い制度とかその他の問題についてもいろいろ議論がありまされども、これは生産者だけの保護でないかという質問が出てきたり、あるいはメーカーの保護政策であるといふふうに出てきたりするわけなんです。ところが、この目的の中にそういうこともうたつてあるのですから、やはり「乳製品の安定的な供給」ということになりまして、生産者だけのものではなないということになるわけですね。むろん、酪農振興といふものは、国民食生活の中心をなすものだといつても過言でないもので、産業の進展のためにつくられる保護政策でありますから、それが多岐にわたることは私は十分わかつておりますけれども、少なくとも今度の提案の中で、そういう形で改正をされるその目的の短文章の中にも、こういうものが明らかにあつていないといふことは、私は非常に遺憾だと思ひますが、この点、いまの農林大臣の御説明では、ただ「酪農の健全な発達を促進し」の中に全部入つ

てゐるのだ、これは農業だ。確かにそういう見方をされる向きはありますけれども、いまの農業といふものは、決して大臣がお話しになつておりますように酪農といふものは専門的なものにならなわけなんです。それは何とかして先般提案になりました法案の中で今度の集団的な酪農振興をさせようといふことで、牧場をつくつて多頭飼育をやらせてそれを売りつける、こういうことは法案としては考えられておりますけれども、そのことを実施するにはなかなか容易でない。そこへいふまでも現在の酪農民が倒れてしまふ。こういう状態であるからこそ、この酪農振興法の一部改正をもつて何とかしなければならぬといふことの意思はわかるわけでありませうが、それにもかかわらず、このような専門的な、零細な酪農家があるにもかわらず、このようないふ「農業経営の発展に資する」といふものが変えられたといふ考へ方が、いま大臣のお話しになりましたやうな、そういう非常に拡大解釈のできるやうな内容ではちよつと納得できないわけでありませうが、もう一度大臣から明確な御答弁を願ひたいと思ひます。

○赤城国務大臣 これは法律解釈もございませうけれども、法律解釈より政策の内容だと思ひます。その政策の内容が、この法律が變つたために、農業経営の安定に資さないのだ、阻害するのだといふふうにお考えになられては私は困ると思ひます。であります。「酪農の健全な発達を促進し」といふことそのことが、農業経営の安定に資するもの、こういうふうな法文の解釈からいへばお考え願つてつこうで、そして「あわせて牛乳及び乳製品の安定的な供給に資する」、このことは、流通關係からいひましても、生産關係からいひましても、消費の面から見ましても、好ましいことでありますので、そういうことをやりたい、こういう目的を書いた、こういうふうな御了解願ひければつこうじやないか、私はこう思ひます。

○松浦(定)委員 せっかくの大臣の御答弁でありますけれども、牛乳及び乳価の安定である、こういうのであるなら私はわかるのですけれども、これは乳製品でありますから、もう酪農民の手から離れて、それが製品になつて、そういうものの消費にいくまでの間の安定的なものであるといふこととありますから、そういう点では生産者にも消費者にも、こういう大臣のお考えもわかりませうけれども、少なくともこの法案の改正といふものは、私は、やはり酪農生産者の保護的なものでなければならぬ、こういうふうな思ひがあるので、非常にどういふやうでありますけれども、再三御答弁を願つておるわけでありませうが、この点、私は、あくまでもいま大臣のおつしやつたやうなことで法案の内容全部が了承できるといつたやうなものでない、こういうふうな考へられませうので、十分これからの審議の過程の中でそういうことがはつきりわかるやうに御説明を願ひたい、このやうに考へておるわけでありませう。

そして、先ほど食成委員も御質問されておりましたが、今度の改正の中で、あるいは提案理由の説明の中にも随所に出てきておりますのは、やはり近代化といふことが出てくるわけでありませう。私は、このことばの表現は、最近はそのやうなことがよく使われておりますから、その時代に合せてそういうことばをつけたのだといふなら別でありますけれども、少なくとも酪農振興といふ、こういう非常に他のものよりもむずかしい酪農経営を近代的なものに変えようといふことになりまして、いままでのやり方は全部非近代的なものであつた、こういうふうな見解に立つといふやうなことも一応考へられるわけでありませう。しかし、そうではないのだといふやうに御答弁があることは、私も十分承知いたしておるわけですが、この近代化といふものについての基本方針、先ほどちよつと御説明がありましたけれども、この点をひとつ明らかにしていただきたいと思ひます。

○赤城国務大臣 近代化といふことばを使つたから、いままでは非近代化だ、一応そう言われれば、そういうふうにとられませうけれども、決してそういう意味で近代化といふことばを使つたわけではございませう。近代化といふことばを

えて言いますならば、合理性といいますが、計画性といいますが、そういう一つの基準に従ってやっていくというより、このように私は解釈いたします。でありますので、先ほど倉成さんにも答弁いたしました、いろいろ目安をきめておきます。それらを効率的にやっていくということ、国あるいは地方公共団体の指導力をいまいそ活用いたしまして、各段階で酪農政策の一貫性があるいは総合性、こういうものを確保していくことが必要だ、こういう意味で、近代化ということばで包含したわけでございます。どういふことをねらいとしているかといふ事ならば、地域ごとの生乳生産の目安を定めていく、これが適地適産による生乳生産の増大に相なることである、こういうふうな考えられますので、そういう目安を定める、あるいは乳牛飼養規模の拡大とか飼料自給度の向上等、酪農経営の改善の目安を国等において示すことによりまして、合理的な、近代的な酪農経営が育つていくようにしたいということや、あるいは集乳路線を整備していく、乳業施設の適正配置等を計画的に進めていく、生乳の流通、処理、加工段階での経費の節減をはかる、こういう一つの合理性、計画性、一貫性、総合性を持って指導していきたい、こういう意味でございます。近代といふことがばあやうな意味でございいます。近代といふことが、内容がまあそういうふうな御了解願いたい、こう思います。

○松浦(定)委員 近代化といつても、どの産業にも、どの地域にも、そういうことを使つておる。決して近代化された、いまおつしやうたやうなことで全部それが大前進するといふのでなしに、おそらく本法律の中でも、やはりそのときには近代化あるいはそれに沿つてやつていくのだという話です。御説明があつたと思つて、この話はずつと何十年も前からやつていくのだから、決してそうでなしに、少しでも前進するために、新しい政策をこれに一つ加えるのだ、こういうふうな考え方であるなら、私は、これでも近代化であらうと何であらうと理解をするわけ

ですけれども、あまり近代化だからといって誇張してもしらうと、いかにも今度やつたことがいままでよりもずつといふのだというふうな理解される、あとでがっかりすると思つて、あまり字句にとらわれるなというお話でありますけれども、そういう理解をしていくことを、このことについては申し上げておきたいと思つて。

そこで、今度の酪農振興法の一審中心になるのは、やはり当時から問題になっておりました集約酪農地域の設定ということであつたわけでありまして、むろん、この当時にも、この地域に指定されることによつて酪農が振興する、そういうことで、ずいぶん各地域に要請があり、しかもそれは予算その他の限度があつて、十分ではない。しかし、やつてみても、当時はなかなか熱意があつたけれども、やはり牛を飼うには相当の資金が必要、あるいはまた飼つても、そんなにいい牛ばかり飼えるわけではございませんから、まあ平均以下下の牛を初めは飼つておる。そういうものでは採算がとれないということで、牛を飼つておる者でも、今日農業をやめて離農する人がたくさんあるわけでありまして、開拓地等においては、その点が非常に激しい出入りをされておるわけでありまして、今度のこの改正によりまして、先ほどもありました、この集約酪農地域の中におけるいろいろな問題について、あとからもお尋ねいたしますけれども、そういう点をひとつ十分考慮をしなければならぬ点があるかと思つて。

そこで、この集約酪農地域において今日やっております点については、先ほど資料が出ておりますが、多頭飼育というよりなことをある程度目標としてやらなければならぬ、これは当然であります。先般もちよつとお尋ねいたしました、この法律改正によつて今後行なうとする地域における多頭飼育の基準は、何頭くらいをもつてこれを基準としてやつておられるのか、今日の現状はどの程度のものかといふことをひとつお聞かせ願いたいと思つて。

○樫垣政府委員 集約酪農地域制度というのは、

今回の法律改正の基本的な考え方について調和するための一部の改正はいたしておりますけれども、基本的なものと考へ方は、その変更をしておらないのでございます。従来の集約酪農地域は現在七十六地域あるわけでございます、その集約酪農地域内における集約酪農家のウエート、あるいは乳牛の総乳牛飼養頭数に対するウエート、生乳生産量の総生産量に対するウエートは、大体三八%ないし三九%といふことで、約四割でございます。その地域における平均の飼養頭数は約三頭程度でございます。でございますので、集約酪農地域内といへども、それまで多頭化が進んでおるとは平均的にいへば申せないのでございます。今後の考へ方としては、私もこれからさらに研究を……(それはおかしいじゃないか)「全国平均が三頭だろ」と呼ぶ者あり)「全国平均が三頭でございまして、平均頭数は、いま計算をやり直させておきますので、あとで答えたいと思います。

そこで、今後集約酪農地域等におきまして一つのイメージを……(イメージ)といふこと、目標としての平均飼養頭数をどのくらいに考へるかといふこととございまして、専門的な酪農を考へます場合には、これは集約酪農地域といへどもそれぞれ地域の条件が違ひますので、幅を持たざるを得ないと思つて、十頭ないし十五頭程度をこえる規模でなければ専門酪農家たり得ない。酪農を基幹的な部門として農業経営を営む混合経営あるいは複合経営の形としては、五頭ないし六頭程度をこえる乳牛飼養頭数を適當とするであらうといふふうに考へております。

○松浦(定)委員 どうもいまの御答弁で、全国平均が三頭一分、こういう話であります。しかし、いま集約酪農地域外でも平均が三頭になつてゐる。これは集約酪農地域でも、驚くべきことだといふだけである。こういうふうな数字がもし正確であるとするなら、この集約酪農地域の指定といふものは、どこに恩恵があつたのか、あるいは恩恵といふことではなしに、その目的とかあるいはまた必要性といふもの等がどういふふうにある

たのかといふ点について、一つ疑わざるを得ないようなことになるんじゃないか。少なくとも前に改正されたものから約二カ年でありまして、それからいへば、そのことが一挙に――これは、牛なんといふものは一年に何頭にもふえるわけなんです。生産するものじゃないのです。買つてきてふやせば、いま三頭でも、五頭にも十頭にもなるのです。しかし、買いたくても、資金の面とか買えないのです。あるいは買つても、飼料が高いとか乳価の面で、これが発展しない。こういうふうなことがあつて、三頭平均にしかならないといふことならば、その原因がどこにあるかといふことを私はお聞きしたいわけなんです。その原因のいかんによつては、この酪農振興法の改正たるや、やはり将来に對して、ほんとうにわれわれがこのことについて賛成し、あるいはまたさらにこれを前進させるための努力を払つても価値があるのかないのかといふことを疑われるわけであり

ますが、その間における今日の指導といふものは、全国平均とはほとんど同じだ、ばらばらで飼つておるものと、せつかく集約酪農地域を設定したものと平均が同じであるといふやうな点について、何かそこに原因がないというわけじゃないのです、そういう点についての原因は、どこにあるか。この原因がもしあるとするならば、本改正によつてこれからどういふふうな点が発展していくか。いまお話しのように、集約地域において多頭飼育をやる場合には、少なくとも十頭ないし十五頭とおつしやる。確かにそうだと思つて、この法律改正によつてそこまでいけるような内容になつてゐるのかどうかといふこと、これは十分私どもとしては考慮に値しなければならぬと思つて、そういう点について明快なる御回答をいただきたい。

○樫垣政府委員 多少明確を欠くお答えをしたのですが、集約酪農地域内におきまして平均乳牛の飼養頭数は、正確に申しますと三・一六頭といふこととございまして、ほとんど全国一般の平均数字と変わらないのでございます。これはどういふわ

けかと申しますと、数字的に申しますと、いま実は数として多頭飼育が多いのは、都市周辺のいわゆる搾乳専業家でございます。でございますので、地域的に、御配付を申し上げております資料等でもごらん願いますと、近畿でありますとか、あるいは中部というところ、飼養頭数が高いというは、搾乳専業家に多頭飼養の傾向がいます。これは強かったことでもあります。それから一方、集約酪農地帯につきましては、先ほどちょっと御説明しました中にも触れておるのですが、従来は——従来といいますが、最近までは酪農の普及地域の性格が強かった、したがって、多頭飼養に進む前の段階、いわば乳牛を飼っていない農家に乳牛が入っていくという段階にあったと思われぬのであります。それが近來よりやうく多頭化の方向に向かいつつあるということが、今日ではまだ集約酪農地域における多頭飼育の形が十分に伸びていないという姿を示しておるという理由であると思ひます。

○松浦(定)委員 どうも説明を聞いたからといって、すぐ頭数がふえるわけじゃございませんから、議論にならない議論はあまりする必要はないかと思ひますけれども、少なくともこの酪農というものは、農業基本法での選択の拡大をする一つの大きな柱になっておる。農林省、特に畜産局においては、もっぱらこの問題について精力的な努力をされておる。この点については私も敬意を表するわけでおる。しかし、いかに努力されても、いかにやりになりながらも、この程度ではどうにもならぬと言つても過言でないくらいに進歩率であらうと思ひます。そこで、画期的なやり方をしなければいけないと思ひますが、今度の改正によつてこういう問題が明確になつて発展するといふふうには私は考えられないのであります。私が一番心配しておりますのは、この説明の中にもありますように、この酪農がある程度発展しなかつた裏には、経済の高度成長のひずみの中に置かれ、あるいはまた開放経済体制の伸展、現政府がそういう方策をおやりになつてゐるのであ

りますから、その中において、この農業というものはどうあるべきかということで努力されたことはわかるわけでありまして。したがって、そういうような高度成長とかあるいは開放経済体制とかいったような、原料生産あるいは国内の非常に低限度の中における産業に携わつてゐるものにとつては、非常に不利なやうな諸情勢というものが、現在の政府のつとめる方策の中にあるわけでありまして。だから、私は、できなかったのはどういふものであるといふやうな御説明をされまして、それではなぜそういう点をそうしなかつたといへば、また別ないろいろな答弁があつたかと思ひますけれども、少なくとも今度の改正によつてこういう点が気づかれて、そうしてこれから何とか善処しようといふ事ならば、少なくともこの農業構造改善——きのうも吉川さんがずいぶんやつておりましたが、与党の吉川さんですら、これは失敗であつたとさへ極論されてゐるのでありますから、やはりこういうものだけと取り組んでゐるだけでは、この酪農というものは発展しないのではないか、こういうふうには私は思ひますので、何かここにひとつ画期的な制度をとるべきである。先ほど申しましたやうに、画期的な制度が今度提案されております新乳価制度だ、こういうふうな御説明があるかもしれないけれども、私は、そういうものでなしに、やはり農家、酪農生産者が、たとへばいまお話しになりましたやうに、三頭平均のものが五頭、十頭になるためにはどうあるべきか、こういう点をひとつ十分計算に入れておやりにならないと、一頭でも二頭でも飼へばいい——農林省としてはやはり多頭飼育が将来の目標であるけれども、現実には困るならば一頭でも二頭でもというわけで、ある程度貸し付けなんかをやつておられるわけでありまして。しかし、そのことによつて、やめるにもやめられないといふ農家の中にあります。あるいはそれが基準になつて成功している者もときたまあるわけでありまして。しかし、そうでなしに、やはりある程度、今度の改正のねらいというものは、土地改良

法の一部改正もやるということとは、牧草地、つまり大放牧地あるいはまた大採草地をつくるということも加味してゐると思ひますが、そういう点にもやはりこれはほんとうに熱意を持つてやつていただかなければならぬと思ひます。この高度成長とかあるいは開放経済体制というものは、弱い農業に対しては決して私は安閑としておられない、こういうこととあります。そういう変化の中で今度の改正をして酪農を振興しよう、こういうのであります。が、今度の改正の一番のねらいというものがどこにあるのか。いろいろ条文の中には出ておりますけれども、先ほどもお話ししておりましたやうに、全国平均が三頭ぐらゐで、しかもこれが急速になかなか伸びないであらう、十頭、十五頭は適正な多頭飼育だけれどもというわけで、局長自身、それがいつまでにはやれるのか、ちよつとやれるのかどうかといふことで、首をひねつておられるのじゃないか。こういうことで、また酪農家としては、この改正によつて安心して最大の努力をするといふことにはちよつとならないのじゃないか、私はこういうふうな思ひが、さういふ点、ひとつ局長から、この改正によつてどういふ方向にいくのだ、こういう方針についての考え方を一応明らかにしておいていただきたいと思います。

○権垣政府委員 今回の改正のねらいの第一点は、大臣からのお答えにもありましたやうに、国の酪農近代化のための基本方針というものを受けて、都道府県は都道府県の実情に基づいて酪農近代化計画を立てる、またそれを受けて、市町村は市町村の具体的な事情に応じた酪農振興のための近代化計画を立てる、集約酪農地域については、その地域の含まれる県の酪農振興のための近代化計画というものに適応した計画をもつて、生産の拡大、経営の安定をはかつていくことにする、いわば全国的な一つの調整のもとに、計画的に酪農の振興をはかり、そのための施策を総合的に行なうということが、一つ改正の大きな眼目でございます。その際、従来の集約酪農地域にお

ける酪農振興計画なりあるいは経営改善市町村における経営改善計画というものは、何らそういう全体的な目標というものがなしに立てられておつたという点を、国全体の牛乳、乳製品の需給事情、そういう国家的な見地からの方向というものを受けて、それを経営と調和させることにおいて進めていくという点にねらいが一つあるわけでございます。でございますので、その際私どもが考えておりますことは、一つは、重要な問題として、飼料自給の基盤を整備して、飼料の自給度を高めていく、それからそれに応じた多頭飼養、多頭飼養といふことで、酪農家として酪農らしい方向に発展をしていくといふことを経営者としてもめどとし、また行政指導としても、そういう方向で進めていくといふことを考えていく、また価格、取引の条件についても、国として、著しく不利な交易条件にありますが加工原料乳については、財政をもつてその不利を是正するといふやうなことで、長期の観点に立つて日本の酪農全体の近代化、合理化をはかつていきたいといふことを考えておるわけでございます。

○松浦(定)委員 今度の改正の中で、非常に新しいことがたくさん出ておるのです。まあこれは大体読めばわかることですが、たとえば「一定地域において濃密な乳牛の飼養密度をもつた生乳の供給地域を育成し」、こういうことがあつたり、あるいはまた「農畜生産団地が集約酪農地域である」、こういうふうな指定の基準を設けられておるのですが、いままです指定をされてゐるところについては、これは別に變更するとか何とかといふのでなしに、これから新しく指定をするといふことがある場合には、こういう制度は前とはどのような変り方をするのかどうか、そういう点については従来と変りがないのか、どうか、どうなんですか。

○権垣政府委員 現在指定済みの集約酪農地域につきましては、この法律施行後二年後まで、もしくは都道府県の酪農近代化計画が認定をされて公表されます時期か、いずれか早い日まで、従来ど

昭和四十年四月二十一日印刷

昭和四十年四月二十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局